

## 発議第1号

## 「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について

令和6年第5回議会臨時会において、陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情が採択されたため、発議第1号を提案しました。賛成多数で可決となり、国へ意見書を提出しました。

### 【発議第1号】意見書（抜粋）

平均初婚年齢が30歳前後に上昇しており、男女ともに従来の氏名で信用・実績・資産を築いてから婚姻を迎えることも多く、改姓時に必要な事務手続きに手間と費用がかかるなど、企業や働く人の負担が大きく、経済界からもその影響を懸念し法改正を求める声が上がっている。

政府は旧姓の通称使用拡大をすすめているが、海外渡航や資格認定、学術論文の記名などの公式な場面では、法的根拠のない旧姓の使用が認められないことが多くある。また、世界的に個人認証が厳格化する中で、二つの姓を使い分けることは混乱や誤認リスクを引き起こし、個人の信用性に悪影響を与えかねない。実際、日本経済団体連合会も「結婚後に夫婦が同じ姓を名乗る義務が企業活動を阻害している」と指摘し、選択的夫婦別姓制度の導入を求めている。

さらに、日本は世界で唯一、夫婦同姓を義務づけている国であり、結婚後に改姓する人の約95%が女性という実態もあり、国連の女子差別撤廃委員会もこれまで四度にわたり、日本政府に対して女性が結婚前の姓を保持できる法整備を勧告している。

家族のかたちは多様化し、個人のアイデンティティを尊重する社会の中で、姓の選択の自由は尊厳と基本的人権の観点からも重要である。2021年には法務大臣が「選択的夫婦別姓制度が導入されても戸籍の機能は維持される」と述べていることから、法的な障壁は薄れつつある。

こうした国内外の動向や多様性を認める社会の中での個人のアイデンティティの尊重のためにも、早急に氏姓の選択可能な婚姻制度を法制化するよう強く要望する。

## 陳情書受理から意見書提出までの経緯

2024年8月20日

松田町議会 陳情書受理

『「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情（提出者：加藤誠）』

町政などについて意見や要望があるときは、誰でも請願・陳情を議会に提出することができます。  
請願は議員の紹介が必要ですが、陳情では必要ありません。

2024年8月30日

議会運営委員会

総務文教常任委員会に付託と決定

受理された陳情等は議会運営委員会で取り扱いを決めます。  
代表的な取り扱い方法としては、以下のようなものがあります。

- ・机上配布：全議員に資料を配布すること
- ・委員会付託：担当の委員会に本会議の採択前に審査を委ねること

2024年9月10日・10月9日・10月25日

総務文教常任委員会審査

陳情者や松田町職員に説明を受けて、状況等を確認し審査。審査の結果、本陳情について採択すべきものとする

採択・不採択・趣旨採択（趣旨には賛同するが内容や方法は同意しない）を決めます。

2024年11月28日

臨時議会 総務文教常任委員会報告及び審議

本会議で委員会報告を行い、質疑・討論をし、採決の結果、賛成多数（賛成6：反対5）で採択。

※討論の内容は松田町議会だよりNo.237（2025.2.1発行）に記載

本会議では委員会での審査結果を報告、それを基に質疑・討論等で議論を深め、採決し、松田町議会としての決定をします。

2025年3月13日

第一回定例会 議員発議

陳情が採択されたため、意見書を作成し、その提出について議決を得るために議員発議を行います。